



Y's Consulting Limited

上海事務所: 上海市黄浦区九江路 399 号華盛大厦 1007 室 (TEL:86-21-6352-2208)

蘇州事務所: 蘇州市蘇州工業園區翠園路 181 号商旅大厦 6 棟 1108 室 (TEL:86-512-6288-6988)

深圳事務所: 深圳市羅湖区建設路 1072 号東方広場 10 楼 1010 室 (TEL:86-755-8831-6995)

会社ホームページ: <http://www.ys-consul.com.cn>

【INDEX】

中国法改正ニュース

1. 《国家行政管理総局 《企業情報開示暫定条例》を貫徹実施する事に関する問題についての通達》
2. 《商務部 国外投資管理弁法》
3. 《国家稅務總局 輸出貨物・役務還付(免除)稅管理に関する問題についての公告》
4. 《財政部、稅関總署、国家稅務總局 加工貿易における輸入鋼材の保稅政策を取り消すことに関する補助通達》
5. 《財政部、国家稅務總局 小規模企業の増値稅及び營業稅政策をさらに支持することに関する通達》
6. 2014年9月より施行の法律法規

主要經濟統計

中国最新情報: 上海・蘇州・深圳

中国法改正ニュース

1. 《国家行政管理総局 《企業情報開示暫定条例》を貫徹実施する事に関する問題についての通達》

通達番号: 工商外企字[2014]166号

公布日: 2014年9月2日

国家行政管理総局は、2014年9月2日付けで『《企業情報開示暫定条例》を貫徹実施する事に関する問題についての通達』(工商外企字[2014]166号、以下『166号通達』)を公布いたしました。

2013年2月18日に國務院から公布された『登録資本金制度の改革法案の印刷・公布に関する通知』(国発[2014]7号)により、従来の年度検査制度が年度報告開示制度へ変更されたことに伴い、年度報告開示制度による工商行政管理局への企業情報の報告が開始されておりますが、当該企業情報等は、『企業情報開示暫定条例』に基づき、「企業信用情報開示システム」(中国語「企业信用信息公示系统」)による公衆開示がされることとなります。

当該『166号通達』により、『企業情報開示暫定条例』が規定する適時開示情報(開示事由発生日より20営業日以内)の過渡期(『企業情報開示暫定条例』施行日である2014年10月1日前)における取扱いが、下記のように明確になっております。

1. 払込資本(払込金額・払込時期および払込方法)に係る情報

(1) 2014年3月1日から2014年9月30日までに発生した場合: 2014年12月31日までに開示

--1--

(2) 2014年10月1日以降に発生した場合:規定通り(開示事由発生日より20営業日以内)に開示

2. 持分変更に係る情報、行政許可に係る情報、知的財産に係る質入登記情報、行政処分に係る情報等

(1) 2014年3月1日から2014年9月30日までに発生した場合:開示が不要

(2) 2014年10月1日以降に発生した場合:規定通り(開示事由発生日より20営業日以内)に開示

http://www.saic.gov.cn/zwgk/zyfb/zjwj/wstzqyj/201409/t20140911_148279.html

2. 《商務部 国外投資管理弁法》

通達番号:中華人民共和國國務院令第654号

公布日:2014年9月6日

商務部は、2014年9月6日付けで『国外投資管理弁法』(商務部令2014年第3号、以下『第3号令』)を公布しました。

中国企業の国外投資に関しては、商務部が2009年3月16日に公布した『国外投資管理弁法』(商務部令2009年第5号)により、商務部への認可制に基づく分類管理が実施されておりましたが、当該『第3号令』により、認可が必要な企業が下記のように大幅に限定されております。

	商務部令2009年第5号	商務部令2014年第3号
認可	<ul style="list-style-type: none"> 中国側投資額が1億米ドル以上:商務部の認可 中国側投資額が1000万米ドル以上:省級商務部の認可 上記以外:形式的な認可 	<ul style="list-style-type: none"> 「敏感な国家・地域、敏感な業界」
届出		<ul style="list-style-type: none"> 上記以外:届出

なお、中国企業が国外投資を行なう場合、上記商務部への認可・届出以外に、『国外投資プロジェクト認可・届出管理弁法』(国家發展改革委員会令第9号)に基づく国家發展改革委員会等への認可・届出が必要となります。

	国家發展改革委員会令第9号	
認可	20億ドル以上のプロジェクト	国家發展改革委員会の審査に基づき國務院が認可
	「敏感な国家・地域、敏感な業界」	
	10億ドル以上20億ドル未満プロジェクト	国家發展改革委員会が認可
届出	中央管理企業及び地方企業の内3億ドル以上のプロジェクト	国家發展改革委員会への届出
	地方企業の内3億ドル未満のプロジェクト	省政府級の投資主管部門への届出

当該『弁法』は、2014年10月6日から施行されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201409/20140900723361.shtml>

3. 《国家税務総局 輸出貨物・役務還付(免除)税管理に関する問題についての公告》

通達番号: 国家税務総局公告 2014年第51号

公布日 : 2014年8月28日

国家税務総局は、2014年8月28日付けで『国家税務総局 輸出貨物・役務還付(免除)税管理に関する問題についての公告』(国家税務総局公告 2014年第51号、以下『第51号公告』)を公布しました。

輸出増値税の還付については、国家税務総局が2013年6月9日に公布した『輸出企業の輸出貨物税還付(免除)申告における外貨代金受領資料提出に係る関連問題に関する公告』(国家税務総局公告 2013年第30号)により下記のような分類管理がなされております。

1. 「重点管理企業」

下記条件に該当する「重点管理企業」は、輸出貨物外貨受領前の増値税還付が認められず、増値税還付(還付)申告期限内(翌年の4月30日)に、「輸出貨物外貨受領申告表」及び「輸出外貨受領証憑」等の資料を税務局に提出し、申告しなければならない。

- ① 外貨管理部門から、B・C類企業に分類された場合
- ② 外貨管理部門から、重点モニタリング企業に分類された場合
- ③ 税関から、C・D類企業に分類された場合
- ④ 税務機関から、D類納税信用等级に分類された場合
- ⑤ 前年度の外貨代金受領比率が70%を下回る場合

(前年度外貨代金受領比率 = 前年度の輸出外貨受領額 + 外貨受領不能額 / 前年度の輸出貨物金額)

2. その他の企業

輸出増値還付(免除)の申告期限(翌年の4月30日)までに、外貨代金を受領し、且つ、「外貨代金受領資料」を提出すれば良い。なお、ユーザンス決済等の理由により申告期限までに輸出貨物外貨を受領することが出来ない場合、或は輸出貨物の品質等の理由により輸出貨物外貨を受領することが出来ない場合には、「輸出貨物外貨受領不能資料」及び「輸出貨物外貨代金受領不能原因及び証明資料」を税務局に提出する必要がある。

『第51号公告』により、輸出増値税の還付に関し、上記「輸出外貨受領証憑」の提出が必要となる「重点管理企業」の範囲が、下記のように変更されております。

- ① 外貨管理部門から、B・C類企業に分類された場合 ⇒ C類企業に分類された場合

- ② 外貨管理部門から、重点モニタリング企業に分類された場合 ⇒ 削除
- ⑤ 前年度の外貨代金受領比率が 70%を下回る場合 ⇒ 削除

当該『第 51 号公告』は、2014 年 8 月 28 日から施行されます。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201409/20140900723361.shtml>

4. 《財政部、税関総署、国家税務総局 加工貿易における輸入鋼材の保稅政策を取り消すことに関する補助通達》

通達番号: 財関税[2014]54 号

公布日 : 2014 年 8 月 28 日

国家税務総局等は、2014 年 8 月 28 日付けで『財政部、税関総署、国家税務総局 加工貿易における輸入鋼材の保稅政策を取り消すことに関する補助通達』(財関税[2014]54 号、以下『第 54 号通達』)を公布しました。

当該『第 54 号通達』により、国家税務総局等により 2014 年 7 月 2 日付けで公布されていた『財政部、税関総署、国家税務総局 加工貿易における輸入鋼材の保稅政策を取り消すことに関する通達』(財関税[2014]37 号、以下『第 37 号通達』)に基づき撤廢が決定されている 78 種目の鋼材製品に係る保稅政策の適用開始日が延長されております。

『第 37 号通達』及び『第 54 号通達』の主な内容は以下の通りです。

1. 保稅政策撤廢の対象

国内において完全に生産可能であり、川下の加工企業の品質要求を満足することができる輸入熱延鋼板、冷延鋼板、狭帯鋼、線材、型材、鋼鉄系、電磁鋼板等 78 税目の鋼材製品に対する輸入時における保稅政策を撤廢する(具体的な製品リストは、『第 37 号通達』添付資料参照)。

2. 適用開始時期

2015 年 1 月 1 日より、上記保稅政策を適用する。但し、2014 年 12 月 31 日以前に契約を締結し、かつ、2015 年 6 月 30 日以前に実際に輸出する場合、保稅の形式で加工貿易業務を行うことが認められる。

なお、上記政策は総合保稅区等の税関特殊監督管理区域に適用されますが、2014 年 7 月 31 日以前に区内において既に設立済みで、かつ、添付製品リスト記載製品の加工貿易業務を行う企業は、一時適用外とされております。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c752721/content.html>

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c772836/content.html>

5. 《財政部、国家税務総局 小規模企業における増値税及び営業税政策をさらに支持することに関する通達》

通達番号: 財税[2014]71号

公布日: 2014年9月25日

国家税務総局等は、2014年9月25日付けで『財政部、国家税務総局 小規模企業における増値税及び営業税政策をさらに支持することに関する通達』(財税[2014]71号、以下『第71号通達』)を公布しました。

小規模企業における増値税及び営業税の免税政策については、国家税務総局等が2013年7月29日付けで公布した『財政部、国家税務総局 一部の小規模企業における増値税及び営業税の徴収を一時的に免除することに関する』通達(財税[2013]52号)に基づき、条件を満たす企業において増値税及び営業税が免税となっておりますが、『第71号通達』により免税となる範囲が拡大されております。

『第71号通達』の主な内容は以下の通りです。

1. 免税条件

(1) 増値税

増値税小規模納税人の内、月売上高が2万元を越えない企業 ⇒ 3万元に変更

(2) 営業税

営業税納税人の内、月売上高が2万元を越えない企業 ⇒ 3万元に変更

当該『第71号通達』の対象期間は、2014年10月1日から2015年12月31日までとなります。

<http://www.chinatax.gov.cn/n2226/n2271/n2272/c789971/content.html>

2014年9月より施行の法律法規

2014年9月より施行される主要な法律法規は以下の通りである。

主要経済統計

2014年8月主要経済統計

固定資産投資: 305,786.48億元(完成額累計+16.5%)

貿易総額: 367,095,251ドル

第一次産業: 7,307.65億元(完成額累計+26.3%)

輸出総額: 208,465,863ドル(前年同期比+9.4%)

第二次産業: 128,752.08億元(完成額累計+113.7%)

輸入総額: 158,629,387ドル(前年同期比-2.4%)

第三次産業: 169,726.75億元(完成額累計+18.2%)

貿易収支: 49,836,476ドル

本統計データは中国統計局の数値によるものである。掲載項目は毎月変更する可能性があります。

中国最新情報

【広東省】

《深セン市地方税務局 深セン市において堤防費を徴収しないことに関する通達》

通達番号:

公布日 : 2014 年 9 月 17 日

深セン市地方税務局は、2014 年 9 月 17 日付けで『深セン市において堤防費を徴収しないことに関する通達』(以下、『通達』)を公布しました。

当該『通達』により、深セン市における企業は、2014 年 9 月 1 日より堤防費を徴収されないこととなります。

<http://www.szds.gov.cn/szds/0100/201409/34d191ef6fd54c8abf5775d719ed51c3.shtml>